

## 他都市における特別職の退職手当・期末手当に対する特色的な取組

### ・期末手当への成績反映

	実施項目・内容	実施理由	審議形態	備考
東村山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般市民を参画させた『株主総会』を開催し、前年度決算、人事行政の状況、施策の成果等を市民向けに報告し、その内容に対して評価を受け、その結果を市長の期末手当（一般職の職員の勤勉手当相当部分のみ）に反映させる仕組み。（別紙参照）</li> <li>・平成23年11月23日に初の試みとして実施している。</li> <li>・副市長以下の常勤特別職は成績率反映の対象外。</li> </ul>	<p>市長の選挙公約 （市長の給与に対する成果主義の反映） なお、東村山市では、課長以上の職員に対する勤勉手当の成績率反映制度を既に導入している</p>	<p>市長の給料そのものについては特別職報酬等審議会にて審議しているが、この仕組みづくりにあたっては特別職報酬等審議会の諮問は行っていない。</p>	<p>現時点で退職手当への成績率反映までは至っていないが、市長公約上は、退職手当への反映も視野に入れた検討を行うとしている。</p>

### ・恒久的な退職手当の廃止

	実施項目・内容	実施理由	審議形態	備考
藤井寺市	常勤特別職（市長・副市長・教育長・常勤監査）の退職手当廃止	市長の選挙公約（財政難）	市長のトップダウンによる判断。廃止にあたって特別職報酬等審議会への諮問はしていない。	期末手当廃止の考えはない。
泉佐野市	常勤特別職（市長・副市長・教育長・常勤監査）の退職手当廃止	市長の選挙公約（財政難）	市長のトップダウンによる判断。廃止にあたって特別職報酬等審議会への諮問はしていない。	期末手当廃止の考えはない。
高石市	常勤特別職（市長・副市長・教育長・常勤監査）の退職手当廃止（平成20年度に復活）	<p>財政難を理由として、市長の選挙公約により、平成15年度に市長1期目の退職手当の不支給で条例提案したが、議会による修正により、常勤特別職の退職手当が全廃された。</p> <p>しかしながら、副市長を他自治体から招聘するにあたって、退職手当制度がないことが課題となったため、平成20年度に一旦廃止した退職手当を復活させた。復活後の支給内容は廃止前と同じ。</p>	平成15年度の全廃及び平成20年度の復活、いずれも特別職報酬等審議会への諮問はしていない。	期末手当廃止の考えはない。